

取組項目	社会的養育の推進																																								
現状・課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な理由により、親と一緒に暮らせない子どもたちの多くは、児童養護施設や乳児院などの施設で生活しており、家庭的な環境で養育を行う里親等に育てられている児童は、平成30年度の全国平均で約20%に留まっている。 ・平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月)で掲げられた取組を通じて、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。 ・里親等による家庭養育と施設による養育が密接に連携し、取組が計画的かつ速やかに進められるよう、令和2年3月に「堺市社会的養育推進計画」を策定した。 ・本計画における令和11年度の目標値は、里親等委託の子ども数110人、登録里親数172組、里親等委託率35.3%としている。 ・里親等委託推進の取組として、「里親を増やす」、「マッチングを推進する」、「委託後の里親を支援する」を3本柱として、里親支援機関、里親会などの関係機関と連携し、子育てや社会貢献に関心のある層への直接的な広報・啓発を活発に行うなど、里親の新規開拓に取り組んでいる。子ども相談所においては、子どもの現状と里親の養育環境を把握し、里親委託のマッチングを実施している。 <p>＜堺市の里親委託状況の推移＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里親等委託の子ども数(人)</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>34</td> <td>40</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>登録里親数(組)</td> <td>26</td> <td>39</td> <td>48</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>74</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>代替養育を必要とする子ども数(人)</td> <td>319</td> <td>329</td> <td>329</td> <td>337</td> <td>321</td> <td>322</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>里親等委託率(%)</td> <td>6.3</td> <td>7.3</td> <td>8.8</td> <td>8.3</td> <td>10.6</td> <td>12.4</td> <td>13.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度3月末現在</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の里親委託率等は、増加傾向にあるものの全国平均の水準を下回っている。 	年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	里親等委託の子ども数(人)	20	24	29	28	34	40	44	登録里親数(組)	26	39	48	51	60	74	72	代替養育を必要とする子ども数(人)	319	329	329	337	321	322	328	里親等委託率(%)	6.3	7.3	8.8	8.3	10.6	12.4	13.4
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																		
里親等委託の子ども数(人)	20	24	29	28	34	40	44																																		
登録里親数(組)	26	39	48	51	60	74	72																																		
代替養育を必要とする子ども数(人)	319	329	329	337	321	322	328																																		
里親等委託率(%)	6.3	7.3	8.8	8.3	10.6	12.4	13.4																																		
取組みの内 容	<p>○堺市社会的養育推進計画の推進</p> <p>子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、主に計画に掲げた次の8項目の取組を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当事者である子どもの権利擁護の取組 ②子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組 ③里親等への委託の推進に向けた取組 ④パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 ⑤施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ⑥一時保護改革に向けた取組 ⑦社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ⑧児童相談所の強化等に向けた取組 																																								

(様式4)

スケジュール	前期 (～7月)	<input type="checkbox"/> (通年) 里親の新規開拓及びマッチングの実施 <input type="checkbox"/> (6月～) 每月1回、短期養育里親説明会
	中期 (～11月)	<input type="checkbox"/> (7～8月) 里親パネル展・ミニ相談会 <input type="checkbox"/> (8月) 里親地域相談会 <input type="checkbox"/> (10月) 養育里親シンポジウム <input type="checkbox"/> (11月) 里親パネル展・ミニ相談会
	後期 (～3月)	<input type="checkbox"/> (1～2月) 里親パネル展・ミニ相談会 <input type="checkbox"/> (2月) 里親地域相談会
	次年度 以降	<input type="checkbox"/> 里親等委託の子ども数：家庭養育優先原則の実現に向けた取組により、令和2年度は47人、その後、毎年7人ずつ増やしていく。